

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和7年12月22日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3290号から第3292号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の3件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C、特定審理員D及び特定審理員Eに係る令和6年3月分の出勤簿」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3290号】

- (2) 「令和6年度の特定審理員の任用通知書（写し）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3291号】

- (3) 「特定審理員の新規採用の事務手続にかかる提出物（1）横浜市履歴書（会計年度任用職員）（2）会計年度任用職員申込書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3292号】

2 諒問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諒問日	実施機関
3290	令和6年4月16日	令和6年5月1日	令和6年6月25日	令和6年7月25日	市長
3291	令和6年4月16日	令和6年5月1日	令和6年6月25日	令和6年7月25日	市長
3292	令和6年4月16日	令和6年5月1日	令和6年6月25日	令和6年7月25日	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3290	特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C、特定審理員D及び特定審理員Eに係る令和6年3月分の出勤簿（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当 ・職員の姓、職員の職員番号 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3291	令和6年度の特定審理員の任用通知書（写し）（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>条例第7条第2項第1号に該当</p> <p>・職員の姓</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため）</p>	原処分妥当
3292	「特定審理員の新規採用の事務手続きにかかる提出物（1）横浜市履歴書（会計年度任用職員）（2）会計年度任用職員申込書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>条例第7条第2項第1号に該当</p> <p>・職員の姓、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、印影、顔写真、学歴・職歴、免許・資格及び志望動機</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3290	<p>《審理員の労務に係る事務について》</p> <p>横浜市では、行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理手続を行う者として、会計年度任用職員として任用した弁護士を審理員に指名している。総務局法制課では、審査請求の審理手続に関する事務を所管しており、審理員の新規採用、勤怠管理等に係る事務を担当している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、特定審理員A、特定審理員B、特定審理員C、特定審理員D及び特定審理員Eに係る令和6年3月の出勤状況が記載されている「出勤簿（令和5年度）2月・3月」である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件審理員の氏及び職員番号を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は本件審査請求文書に記載された各審理員（以下「本件審理員」という。）の氏の開示を求めているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示とした本件審理員の氏は、本件審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、本件審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されて</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>いない。</p> <p>審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。</p> <p>弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事項であるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。</p> <p>しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かが「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。</p> <p>したがって、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>また、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については本号ただし書ウに該当しないため、本件審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3291	<p>《審理員の労務に係る事務について》</p> <p>横浜市では、行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理手続を行う者として、会計年度任用職員として任用した弁護士を審理員に指名している。総務局法制課では、審査請求の審理手続に関する事務を所管しており、審理員の新規採用、勤怠管理等に係る事務を担当している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、令和6年度の特定審理員の任用通知書の写しである。実施機関は、本件審査請求文書のうち、特定審理員の氏を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示とした特定審理員の氏は、特定審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、特定審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されて</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>いない。</p> <p>審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。</p> <p>弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事項であるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させることにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。</p> <p>しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復継続して公告されているわけではない。そのため、これをもって審理員の戸籍上の氏名が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。</p> <p>したがって、審理員の戸籍上の氏名及び旧姓等を使用しているか否かは本号ただし書アに該当しない。また、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については本号ただし書ウに該当しないため、審理員の戸籍上の氏名及び旧姓等を使用しているか否かは本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3292	<p>《審理員の労務に係る事務について》</p> <p>横浜市では、行政不服審査法に基づく審査請求に係る審理手続を行う者として、会計年度任用職員として任用した弁護士を審理員に指名している。総務局法制課では、審査請求の審理手続に関する事務を所管しており、審理員の新規採用、勤怠管理等に係る事務を担当している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、実施機関が会計年度任用職員を募集した際に特定審理員が提出した横浜市履歴書（会計年度任用職員）及び会計年度任用職員申込書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、特定審理員の氏、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、印影、顔写真、学歴・職歴、免許・資格及び志望動機を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は審理員の氏の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</p> <p>ア 不開示とした特定審理員の氏は、特定審理員の戸籍上の氏であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>また、これを公にすることによって、既に公開されている審理員候補者名簿等の他の情報と照合することにより、特定審理員が旧姓等を使用しているか否かが判明する。そして、審理員が旧姓等を使用しているか否かは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。</p> <p>イ 実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に基づき、審理員の氏名を審理員候補者名簿に記載して横浜市のウェブサイト上で公表している。しかし、弁護士である審理員が職務上の氏名を使用し、実施機関においても弁護士としての職務上の氏名の</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>使用が承認されている場合は、名簿に記載する氏名は弁護士としての職務上の氏名であり、戸籍上の氏は記載されておらず、旧姓等を使用しているか否かについても記載されていない。</p> <p>審査請求人は、弁護士の氏名は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第19条の規定に基づき官報で公告されており、国民が誰しも知り得る情報であるため、本件処分は不当であると主張している。これは、本号ただし書アに該当するとの主張と解されることから、その点について検討する。</p> <p>弁護士法第19条により、弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しは官報をもって公告しなければならないと定められている。同条の趣旨は、上記各事実が弁護士たる身分の得喪及び弁護士会の構成員の変動に関わることであり、弁護士としての活動の基本に関する事項であるため、当該事項が生じたときは当該弁護士の所属弁護士会への通知が必要であるとともに、一般国民にこれを周知させる ことにしたものと解されている。また、同条によれば、弁護士名簿に具体的にいかなる事項を記載すべきかは、日本弁護士連合会が定める日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に任せられているが、同条を受けて定められた会則第25条では、戸籍上の氏名に代えて職務上の氏名が使用される場合にはその事実を官報に公告する旨が規定されている。</p> <p>しかし、日本弁護士連合会が戸籍上の氏名について官報公告の事項に含めることとしたことは、弁護士自治に基づく内部規範に基づき行っているものであり、実施機関が審理員の氏名を公にしている趣旨とは異なる規範に基づき独自に行っているものであるといえる。また、職務上の氏名を使用している弁護士である審理員の戸籍上の氏名が、会則第25条により、職務上の氏名と対応して官報により一旦公告されたことがあったとしても、一時的に公にされただけで、以後も反復 繼続して公告されているわけではない。そのため、これをもって審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かが「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とはいえない。</p> <p>したがって、審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>また、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については本号ただし書ウに該当しないため、審理員の戸籍上の氏及び旧姓等を使用しているか否かは本号ただし書ウに該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

	お問合せ先
	市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881